

平成 20 年 4 月 11 日

各 位

株式会社 西京銀行
取締役頭取 渡邊 孝夫

プライバシーマーク更新のお知らせ

当行は、財団法人日本情報処理開発協会（JIPDEC）に対して「プライバシーマーク」の更新申請をしておりましたが、このたび 3 月 27 日付けで認定を受け、許諾証が更新されることになりましたので、お知らせいたします。

「プライバシーマーク」制度は、個人情報の取扱いについて適切な保護措置を講ずる体制を整備している民間事業者等に対し、その旨を示すマークとして「プライバシーマーク」の使用権を付与する制度で、認定を受けた後も、2 年毎に個人情報保護措置の運用状況や社内体制の見直し状況について審査を受け、更新の認定を受けることになっています。

当行は平成 17 年、銀行としては初めて「プライバシーマーク」の付与認定を受け、2 年の経過と JISQ の基準改正に対応し、更新の申請をしておりました。このたび書類審査および現地審査後の改善がすべて完了したことにより、更新が認定されたものです。今回の更新認定を節目に、西京銀行グループは、今後も個人情報の確実な保護と取り扱いについて、より一層の信頼を頂けるように、全役職員一丸となって取り組んでまいります。

・ 認定概要：適用規格 JIS Q 15001：2006 準拠

| | 西京銀行 | 西京ビジネスサービス | 西京カード |
|---------|----------------------------------------|----------------------------------------|----------------------------------------|
| 更新認定日 | 平成 20 年 3 月 27 日 | 平成 20 年 2 月 15 日 | 平成 20 年 3 月 17 日 |
| 認定番号 | 第 10620001 (02) 号 | 第 10860453 (02) 号 | 第 10660032 (02) 号 |
| 認定の有効期限 | 平成 20 年 1 月 17 日から 平成 22 年 1 月 16 日 | 平成 20 年 1 月 31 日から 平成 22 年 1 月 30 日 | 平成 20 年 1 月 31 日から 平成 22 年 1 月 30 日 |

※ プライバシーマーク制度とは

財団法人日本情報処理開発協会が日本工業規格 JISQ15001 に適合して個人情報の適切な保護のための体制を整備している事業者に対し、その申請に基づきプライバシーマーク付与認定及びその旨を示す特別の表示であるプライバシーマークの使用を許可する制度

◆本件に関するお問い合わせ

西京銀行 総合企画部（担当：山下）

TEL 0834-22-7669